

## 1 「短期滞在」で在留中の方

⇒ 「短期滞在（**90日**）」の在留期間更新を許可します。

## 2 「技能実習」, 「特定活動(外国人建設就労者(32号), 外国人造船就労者(35号))」で在留中の方

⇒ 「特定活動（**6か月・就労可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 従前と同一の業務に従事する場合が対象となります。

(注2) 「特定活動（インターンシップ(9号), 製造業外国従業員(42号))」で在留中の方が、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は同様に許可します。

(注3) 「短期滞在」や「特定活動(6か月・就労不可)」がいったん許可された方も対象になります。

(注4) 「特定活動(サマージョブ(12号))」で在留中の方で、従前と同一の受入機関及び業務で就労を希望する場合は「特定活動（3か月・就労可）」への在留資格変更を許可します。

## 3 「留学」の在留資格で在留している方で、就労を希望する場合

⇒ 「特定活動（**6か月・週28時間以内のアルバイト可**）」への在留資格変更を許可します。

(注1) 令和2年1月1日以降に教育機関を卒業（修了）した方に限られます。

(注2) 「短期滞在」や「特定活動（6か月・就労不可）」がいったん許可された方も対象になります。

## 4 その他の在留資格で在留中の方（上記2又は3の方で、就労を希望しない場合を含む）

⇒ 「特定活動（**6か月・就労不可**）」への在留資格変更を許可します。

(注) 上記1～4について、帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。※詳細は[こちら](#)を御覧下さい。

## 1 在留資格認定証明書が交付された方又は在留資格認定証明書交付申請中の方

### ① 在留資格認定証明書が交付された方

通常3か月間有効ですが、特例として、2019年10月1日から2021年1月29日までに作成された在留資格認定証明書は、**入国制限措置が解除された日から6か月又は2021年4月30日までのいずれか早い日まで有効なものとして取り扱います。**

※手続きの詳細は[こちら](#)を、入国制限が解除された国・地域の一覧は[こちら](#)を御覧ください。

### ② 在留資格認定証明書交付申請中の方について

現在申請中の案件について、活動開始時期を変更することとなった場合、原則として**受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

※詳細は[こちら](#)を御覧ください。

## 2 在留諸申請中に再入国許可により出国した方

再入国許可（みなし再入国許可を含む。）により出国中である方が出国前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請又は永住許可申請を行っている場合であって、新型コロナウイルス感染症の影響により再入国できないときは、**本邦にある親族又は受入れ機関の職員等による当該申請の許可に係る在留カードの代理受領を認めることとし、出国中の方が再入国許可による上陸申請を行うことを可能とします。**

## 3 再入国許可による出国中に再入国許可期限が経過した方等

### ① 在留資格認定証明書の交付対象とならない方（「永住者」等）

**滞在中の在外公館**で査証申請を行ってください。

※詳細は[こちら](#)を御覧ください。

### ② 在留資格認定証明書の交付対象となる方（留学生、技能実習生、技術・人文知識・国際業務等）

本邦に中長期在留者（留学生や技能実習生等）として在留していた方が、再入国許可による出国中に新型コロナウイルス感染症の影響により本邦へ再入国できず、在留期限を経過した場合などで、改めて在留資格認定証明書交付申請を行う方については、原則として**申請書および受入機関作成の理由書のみ**をもって審査します。

※詳細は[こちら](#)を御覧ください。

# 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について ～迅速かつ効率的なマッチングによる本邦での再就職の実現～

## 目的

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、在留資格「特定活動」を付与し、外国人に対する本邦での雇用維持をパッケージで支援する。技能実習生等が来日できず、人材確保に困難を来している分野での就労促進も行う。

## 支援の概要

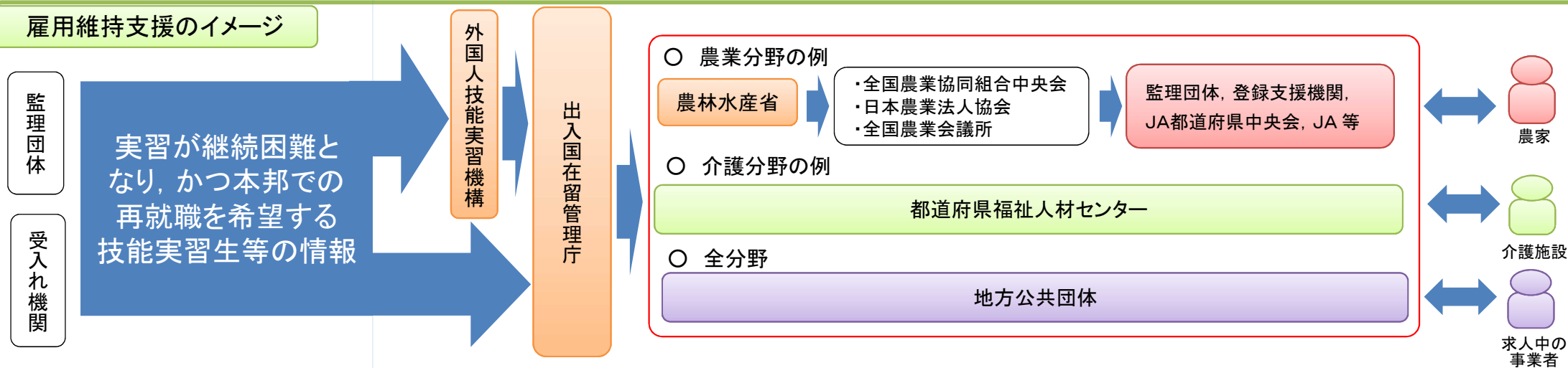
出入国在留管理庁は、支援の対象となる技能実習生等の情報を迅速かつ網羅的に把握し、これらの技能実習生等が就労を希望する特定産業分野に再就職できるよう、各分野の関係機関に情報提供することにより、効率的なマッチングが可能となる。

また、出入国在留管理庁は、外国人在留総合インフォメーションセンター等と連携し、外国人からの各種相談に適切に対応する。

## 在留資格上の措置

- 在留資格「特定活動(就労可)」
  - 在留期間 最大 1年
  - 令和2年4月20日から実施
- 要件
- ・ 申請人の報酬額が、日本人が従事する場合の報酬額と同等以上であること
  - ・ 申請人が、特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること  
(希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る)
  - ・ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること(外国人の受入れ実績等)
  - ・ 受入れ機関が、申請人が受入れ機関の業務を通じて必要な技能等を身に付けるよう指導・支援すること
  - ・ 受入れ機関等が、申請人に在留中の日常生活等に係る支援を適切に行うこと

## 雇用維持支援のイメージ



令和 2 年 4 月 17 日  
出入国在留管理庁

## 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について

出入国在留管理庁において、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等の本邦での雇用を維持するため、関係省庁と連携し、特定産業分野における再就職の支援を行うとともに、一定の要件の下、「特定活動」の在留資格を許可し、外国人に対する本邦での雇用を維持するための支援を行うこととしました。

### 【対象者】

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等され、実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人のほか、例えば、「技術・人文知識・国際業務」や「技能」などの就労目的の在留資格で就労していたが雇い止めになった外国人や、就労予定だったが採用内定取消になった又は教育機関の所定の課程を修了した外国人留学生なども対象となります。

※詳細については、最寄りの地方出入国在留管理局へお問合せ願います。

※新たな受入れ機関との雇用契約の成立後、「特定活動」への在留資格変更許可申請を行うことが必要です。

### 【再就職のための支援を希望する場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を希望する場合は、出入国在留管理庁に対し、「個人情報の取扱いに関する同意書」（本ホームページ内に掲載）を提出することにより、希望する特定産業分野の企業等での新たな再就職のための支援を受けることができます。

具体的には、出入国在留管理庁において、「個人情報の取扱いに関する同意書」に記載された外国人の情報を関係省庁や都道府県等の関係機関に提供し、その結果、希望する特定産業分野の中で、求人中かつ採用の意思がある企業等があった場合、当該企業、職業紹介機関等から当該同意書に記載された連絡先へ連絡が入り、再就職が実現する可能性があります。

※支援の流れについては、本ホームページに添付の「概要」資料の「雇用維持支援のイメージ」を参照してください。

※現在の在留資格によって同意書の提出先が異なります。詳細は本ホームページ内の「『個人情報の取扱いに関する同意書』の提出について」を確認してください。

### 【再就職のための支援を希望しない場合】

上記対象者のうち、再就職のための支援を受けることなく自ら就職活動を行い、特定産業分野（14分野）の企業等に係る新たな再就職先を見つけていただいても差し支えありません。

【付与される在留資格・期間】

特定活動（就労可）・最大1年

【行うことができる活動】

受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける活動

具体的には以下のような活動が指定されることとなります。

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令（平成2年法務省令第16号）の法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動の項下欄第1号ハに規定する技能（試験により証明されるものに限る。）を修得するため、下記の本邦の公私の機関との契約に基づいて当該機関の業務に従事する活動

記

機関名 ○○○株式会社

（本店所在地 ○○県○○市○○町○○番○○号）

【要件】

ア 申請人が本特例措置により従事しようとする業務に係る報酬の額が、日本人が従事する場合の報酬の額と同等以上であること

イ 申請人が、受入れ機関において特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望していること（希望する特定産業分野に係る技能試験等の合格が必要な者に限る。）

なお、製造業3分野（素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野）については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分（職種）で勤務・実習中に解雇されたものに限られる。

ウ 受入れ機関が、申請人が特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付ける希望があることを理解した上で、申請人の雇用を希望するものであること

エ 受入れ機関が、申請人を適正に受け入れることが見込まれること（在留外国人（就労資格に限られず、資格外活動許可を受けた者も含む。）を雇用した実績、出入国・労働関係法令の遵守等）

才 受入れ機関が、申請人に対して特定技能に移行するために必要な技能等を身に付けることなどについて指導、助言等を行うことのほか、在留中の日常生活等に係る支援（関係行政機関の相談先を案内及び必要に応じて当該機関に同行することを含む。）を行う担当者を確保して適切に行うことが見込まれること  
（注）支援については、例えば、受入れ機関が雇用する申請人が従前に所属していた監理団体や、特定技能へ移行する際に支援を委託する予定の登録支援機関において実施することも差し支えない。

力 受入れ機関が、申請人を受け入れることが困難となった場合には地方出入国在留管理局に速やかに報告することとしていること

## 「個人情報の取扱いに関する同意書」の提出について

### 技能実習生として活動していた方の実習が継続困難となった場合

従前所属していた監理団体等が外国人技能実習機構へ提出した「技能実習実施困難時届出書」の「技能実習を行わせることが困難となった事由並びにその発生時期及び原因」が経営上・事業上の理由に該当している場合、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、出入国在留管理庁へ送付願います。

●技能実習実施困難時届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00125.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00125.html)

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当

### 特定技能外国人として活動していた方が失業した場合

従前所属していた受入れ機関が地方出入国在留管理局へ届け出た「受入れ困難に係る届出書」の「事由の区分」が経営上の都合となっている場合又は「特定技能雇用契約に係る届出書」の「終了の事由」が経営上の都合となっている場合は、雇用維持支援の対象となります。その場合、「個人情報の取扱いに関する同意書」を作成の上、「受入れ困難に係る届出書」が提出された（届出がされた官署が不明な場合は、外国人の住居地を管轄する）地方出入国在留管理局へ送付願います。

●受入れ困難に係る届出書及び特定技能雇用契約に係る届出書については以下のURLからもダウンロード可能です。

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00201.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00201.html)

●同意書の送付先（地方出入国在留管理局）

QRコードを読み込み、メニュー欄から「組織・機構」のページを選択



### 上記以外の在留資格で活動していた方が失業等した場合

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇等された場合には、「個人情報の取扱いに関する同意書」を出入国在留管理庁へ送付願います。

●同意書の送付先

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁 在留管理支援部 在留管理課 雇用維持支援担当



## 個人情報の取扱いに関する同意書

出入国在留管理庁長官 殿

私は、「新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて」に記載された個人情報の利用目的、関係機関等への提供等を理解し、個人情報の取扱いに同意します。

日付：           年           月           日

署名： \_\_\_\_\_

(以下の事項について記載願います。)

国籍・地域 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

性 別       男 ・ 女

氏 名       \_\_\_\_\_

在留カード番号 \_\_\_\_\_

住居地  
\_\_\_\_\_

電話番号  
\_\_\_\_\_

電子メールアドレス  
\_\_\_\_\_

直近まで雇用されていた職種  
\_\_\_\_\_

任意記載欄（現在の受入れ機関・監理団体等の連絡先）※雇用維持支援に係る連絡を行う場合があります。

[機関名]

[担当者名]

[電話番号]

就労を希望する特定産業分野  
(複数チェック可)

- 介護
- ビルクリーニング
- 素形材産業 (※)
- 産業機械製造業 (※)
- 電気・電子情報関連産業 (※)
- 建設
- 造船・舶用工業
- 自動車整備
- 航空
- 宿泊
- 農業
- 漁業
- 飲食料品製造業
- 外食業

(※)製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)については、国内において、製造業各分野で対象となっている業務区分(職種)で勤務・実習中に解雇されたものに限る。

## 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援のための個人情報の取扱いについて

出入国在留管理庁においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生、特定技能外国人等が、引き続き本邦での就労を希望する場合、本邦での雇用を維持するため、再就職の支援を行うこととしました。

については、下記1の個人情報を下記2の利用目的のために利用すること、また下記3の関係機関等へ情報提供を行うことに同意する場合は、「個人情報の取扱いに関する同意書」に署名の上、監理団体又は受入れ機関を通じて提出してください。

1 個人情報	国籍・地域，生年月日，性別，氏名，在留カード番号，住居地，電話番号，電子メールアドレス，直近まで雇用されていた職種，就労を希望する特定産業分野（別添）
2 個人情報の利用目的	新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生，特定技能外国人等が，引き続き本邦での就労を希望する場合の再就職支援のため
3 個人情報を提供する関係機関等	(1) 地方公共団体（都道府県及び市区町村） (2) 地方公共団体が運営等する職業紹介機関 (3) 全国農業協同組合中央会及び同グループ内組織 (4) 日本農業法人協会及び全国農業会議所（当該団体に係る地方組織を含む。） (5) 都道府県福祉人材センター (6) 職業紹介の許可を有する監理団体及び登録支援機関 (7) 受入れ機関候補となる事業者
4 個人情報に関する御連絡先	個人情報の取扱いに関する御連絡先，相談窓口 開示／訂正／利用停止等のお申出は，最寄りの地方出入国在留管理局まで御連絡ください。

## 特定産業分野における業務(製造業3分野を除く)について

分野	従事する業務	
介護	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	
ビルクリーニング	・建築物内部の清掃	多数の利用者が利用する建築物(住宅を除く。)の内部を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を行い、建築物に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する業務
建設	・型枠施工	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリートを打ち込む型枠の製作、加工、組立て又は解体の作業に従事
	・左官	指導者の指示・監督を受けながら、墨出し作業、各種下地に応じた塗り作業(セメントモルタル、石膏プaster、既調合モルタル、漆喰等)に従事
	・コンクリート圧送	指導者の指示・監督を受けながら、コンクリート等をコンクリートポンプを用いて構造物の所定の型枠内等に圧送・配分する作業に従事
	・トンネル推進工	指導者の指示・監督を受けながら、地下等を掘削し管きよを構築する作業に従事
	・建設機械施工	指導者の指示・監督を受けながら、建設機械を運転・操作し、押土・整地、積込み、掘削、締固め等の作業に従事
	・土工	指導者の指示・監督を受けながら、掘削、埋め戻し、盛り土、コンクリートの打込み等の作業に従事
	・屋根ふき	指導者の指示・監督を受けながら、下葺き材の施工や瓦等の材料を用いて屋根をふく作業に従事
	・電気通信	指導者の指示・監督を受けながら、通信機器の設置、通信ケーブルの敷設等の電気通信工事の作業に従事
	・鉄筋施工	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋加工・組立ての作業に従事
	・鉄筋継手	指導者の指示・監督を受けながら、鉄筋の溶接継手、圧接継手の作業に従事
	・内装仕上げ	指導者の指示・監督を受けながら、プラスチック系床仕上げ工事、カーペット系床仕上げ工事、鋼製下地工事、ボード仕上げ工事、カーテン工事の作業に従事
	・表装	指導者の指示・監督を受けながら、壁紙下地の調整、壁紙の張付け等の作業に従事
	・とび	指導者の指示・監督を受けながら、仮設の建築物、掘削、土止め及び地業、躯体工事の組立て又は解体等の作業に従事
	・建築大工	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の躯体、部品、部材等の製作、組立て、取り付け等の作業に従事
	・配管	指導者の指示・監督を受けながら、配管加工・組立て等の作業に従事
	・建築板金	指導者の指示・監督を受けながら、建築物の内装(内壁、天井等)、外装(外壁、屋根、雨どい等)に係る金属製内外装材の加工・取り付け又はダクトの製作・取り付け等の作業に従事
	・保温保冷	指導者の指示・監督を受けながら、冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業・化学工業等の各種設備の保温保冷工事作業に従事
	・吹付ウレタン断熱	指導者の指示・監督を受けながら、吹付ウレタン断熱工事等作業に従事
・海洋土木工	指導者の指示・監督を受けながら、水際線域、水上で行うしゅんせつ及び構造物の製作・築造等の作業に従事	
造船・船用工業	・溶接	手溶接、半自動溶接
	・塗装	金属塗装作業、噴霧塗装作業
	・鉄工	構造物鉄工作业
	・仕上げ	治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業
	・機械加工	普通施盤作業、数値制御施盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業
	・電気機器組立て	回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業
自動車整備	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、分解整備	
航空	・空港グランドハンドリング	航空機地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務、手荷物・貨物の航空機搭降業務、航空機内外の清掃整備業務
	・航空機整備	運航整備、機体整備、装備品・原動機整備等において行う航空機の機体、装備品又は部品の整備業務全般
宿泊	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供に係る業務	
農業	・耕種農業全般	栽培管理、農産物の集出荷・選別等
	・畜産農業全般	飼養管理、畜産物の集出荷・選別等
漁業	・漁業	漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁労働機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等
	・養殖業	養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等
飲食品製造業	・飲食品製造業全般 飲食品(酒類を除く。)の製造・加工、安全衛生	
外食業	・外食業全般 飲食物調理、接客、店舗管理	

## 特定産業分野における業務(製造業3分野)について

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援について、製造業3分野(素形材産業分野、産業機械製造業分野、電気・電子情報関連産業分野)については、国内において、申請人が製造業各分野で対象となっている業務区分(職種)で勤務・実習中に解雇されたものに限られます。

分野	従事する業務	
素形材産業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・アルミニウム陽極酸化処理	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、アルミニウムの表面を酸化させ、酸化アルミニウムの皮膜を生成させる作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
産業機械製造業	・鋳造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶かした金属を型に流し込み製品を製造する作業に従事
	・鍛造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金属を打撃・加圧することで強度を高めたり、目的の形状にする作業に従事
	・ダイカスト	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、溶融金属を金型に圧入して高い精度の鋳物を短時間で大量に生産する作業に従事
	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤等の各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・鉄工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、鉄鋼材の加工、取付け、組立てを行う作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械検査	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種測定機器等を用いて機械部品の検査を行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事	
・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事	
・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事	
電気・電子情報 関連産業	・機械加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、旋盤、フライス盤、ボール盤などの各種工作機械や切削工具を用いて金属材料等を加工する作業に従事
	・金属プレス加工	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、金型を用いて金属材料にプレス機械で荷重を加えて、曲げ、成形、絞り等を行い成形する作業に従事
	・工場板金	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、各種工業製品に使われる金属薄板の加工・組立てを行う作業に従事
	・めっき	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、腐食防止等のため金属等の材料表面に薄い金属を被覆する作業に従事
	・仕上げ	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、手工具や工作機械により部品を加工・調整し、精度を高め、部品の仕上げ及び組立てを行う作業に従事
	・機械保全	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工場の設備機械の故障や劣化を予防し、機械の正常な運転を維持し保全する作業に従事
	・電子機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電子機器の組立て及びこれに伴う修理を行う作業に従事
	・電気機器組立て	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、電気機器の組立てや、それに伴う電気系やメカニズム系の調整や検査を行う作業に従事
	・プリント配線板製造	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、半導体等の電子部品を配列・接続するためのプリント配線板を製造する作業に従事
	・プラスチック成形	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、プラスチックへ熱と圧力を加える又は冷却することにより所定の形に成形する作業に従事
	・塗装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、塗料を用いて被塗装物を塗膜で覆う作業に従事
	・溶接	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、熱又は圧力若しくはその両者を加え部材を接合する作業に従事
	・工業包装	指導者の指示を理解し、又は、自らの判断により、工業製品を輸送用に包装する作業に従事